

予 防 予 第 4 号

平成24年3月19日

事務担当者各位

北はりま消防組合

消防本部消防部予防課長

## 地区公民館の取扱いについて（通知）

町（地区）単位の会議等の用に供する建築物（以下「地区公民館」という。）の取扱いについては、下記のとおりとする。

### 記

#### 1 地区公民館の定義

本通知の適用を受ける地区公民館は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 利用者が原則として地区住民であること
- (2) 借用目的が主として地区住民の集会、会議であること（地区住民の葬儀等を含む。）
- (3) 興行目的での使用がないこと

#### 2 項の判定

次の要件を満たす地区公民館については、消防法施行令別表第1（15）項の防火対象物として取り扱う。

- (1) 延べ面積が1,000㎡未満で2階建て以下であること
- (2) 各居室から地上又は安全な屋外へ通じる2方向以上の避難経路が確保されていること

#### 3 収容人員の算定について

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第1条の3（15）項に掲げる防火対象物による算定方法とする。

#### 4 留意事項

項の判定にあたっては、地区公民館としての定義及び本通知の適用を受ける条件等への適合状況を十分に確認するとともに、当該防火対象物の使用実態、社会通念、規制目的を考慮したうえで、火災予防上の実態に即して判断するものであること。

#### 5 運用に伴う経過措置

この通知に基づく運用に際し、現に存する地区公民館に既に設置されている消防用設備のうち、法令による設置義務が生じなくなったものの取扱いについては、関係者の任意に基づき適切に維持管理が行われるよう努めて指導するものとする。

最終改正：平成30年3月20日

《参考》

- (1) 消防法施行令解説 消防基本法制研究会 編著 近代消防社
- (2) 消防機関の行政手続き指針消防法令編（平成6年編集） 全国消防長会・消防機関の行政手続きに関する検討会
- (3) 「利用者が特定されている集会所は令別表第1（15）項で規制できないか（質疑）」（昭和48年9月3日消防安第22号）
- (4) 「非常放送設備の設置の緩和について（質疑）」（昭和52年11月16日消防予第218号）
- (5) 「地区公民館の収容人員の算定について（質疑）」（昭和52年11月16日消防予第218号）
- (6) 「収容人員の算定及び消防用設備等の設置について（質疑）」（昭和57年6月3日消防予第129号）(2) 「非常放送設備の設置の緩和について（質疑）」（昭和52年11月16日消防予第218号）

地区公民館の取扱い

項 目		延べ面積500㎡未満	延べ面積500㎡以上1,000㎡未満
項の判定 【令別表第1】		(15) 項	
防火管理	収容人員の算定 【規則第1条の3】	規則第1条の3の表 (15) 項に掲げる防火対象物による。	
	防火管理 【法第8条】	収容人員50人以上 (乙種防火対象物)	収容人員50人以上 (甲種防火対象物)
	防火対象物の点検及び報告 【法第8条の2の2】	義務なし	
	避難上必要な施設等の管理 【法第8条の2の4】	義務あり	
	防火対象物品の使用 【法第8条の3】	義務なし	
消防用設備等	消火器具 【令第10条】	設置基準 ・延べ面積が300㎡以上のもの ・地階又は無窓階で床面積が50㎡以上のもの	
	屋内消火栓設備 【令第11条】	義務なし ※地階・無窓階は床面積200㎡以上で義務設置	
	自動火災報知設備 【令第21条】	義務なし ※地階・無窓階は床面積300㎡以上で義務設置	
	漏電火災警報器 【令第22条】	《設置基準》 間柱、根太、野縁若しくはその下地を準不燃材料以外の材料で造った鉄網入りの壁、床、天井を有するもので、契約電流容量が50Aを超えるもの	
	消防機関へ通報する火災報知設備 【令第23条】	義務なし	
	非常警報設備 【令第24条】	《設置基準》 ・収容人員50人以上で義務設置 ・地階又は無窓階は20人以上で義務設置 ※200㎡以下の小規模対象物は、県下特例基準の適用有	
	避難器具 【令第25条】	《設置基準》 ・地階で収容人員が100人以上	
	誘導灯 【令第26条】	《設置基準》 ・地階又は無窓階 ・誘導標識は義務設置	
検査・点検	設置届出・検査 【令第35条】	不要 ※使用開始届に基づく検査を除く	要
	設備点検及び報告 【規則第31条の6】	・点検は1年以内で告示に定める期間ごとに実施 ・報告は3年に1回	

備考 本表の適用は、通知に示す各要件を満たす地区公民館に限る。